

大分市上下水道局優良建設工事表彰に関する選考表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分市上下水道局優良建設工事表彰に関する要綱による優良建設工事の選考及び表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査)

第2条 要綱第6条の審査は、表彰の対象となる工事及び当該工事を施工した工事施工者に関し、次に掲げる事項を総合的に勘案し、行うものとする。

- (1) 工事成績評定が大分市上下水道局建設工事成績評定要綱（昭和14年大分市水道局訓令第8号。以下「成績評定要綱」という。）第7条に規定する「優秀」又は「特に優秀」と評価された工事であること。
- (2) 表彰の対象となる工事と同一年度に完成した他の工事（以下「他の工事」をいう。）の工事成績評定の平均が70点以上の者であること。
- (3) 工事施工者が、誠実及び信用を欠くと認められない者であること。

(調書)

第3条 要綱第9条に規定する優良建設工事調書（以下「調書」という。）には、次に掲げる事項について記入するものとする。

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 施工業者名
- (5) 請負代金額
- (6) 工事成績評定
- (7) 他の工事の状況
- (8) その他必要と認められる事項

2 前項の場合において、要綱第3条に該当する工事であって前項第7号に規定する他の工事を2件以上施工したときは、当該工事の件数、請負代金額の合計及び成績評定の平均を調書に記入するものとする。

(表彰の時期)

第4条 要綱第2条の表彰の時期は、原則として6月とする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 大分市上下水道局優良建設工事に関する選考表彰要領の規定は、平成26年度以後に完成した工事に係る表彰について適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。